

独立行政法人酒類総合研究所の
中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて

令和2年9月15日
財 務 省

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁の行政目的である「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」と密接不可分の業務を実施する独立行政法人であり、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）（以下「独法改革基本方針」という。）等に基づく政府の独立行政法人改革の方向性及び第4期中期目標期間の評価結果等を踏まえるとともに、国税庁の任務遂行のための技術的基盤としての業務を的確に実施していくことが求められる。

酒類総研の業務・組織については、国税庁の行政目的を達成するための技術的基盤としての機能を強化していくことが必要であることから、次期中期目標期間に向けて見直しを行う。

第1 基本的な考え方

1 社会経済情勢の変化

酒類業界の状況として、国内の市場環境は人口減少社会の到来や高齢化の進展により、酒類の課税移出数量が平成11年度をピークとして減少している。一方、海外に目を向けると、日本産酒類は近年、国際的なコンクールで受賞するなど、世界的な評価が高まっており、日本産酒類の輸出金額が令和元年に約661億円となり、8年連続で過去最高を記録している。また、酒類製造免許場数は、長期的には減少傾向であったが、近年は果実酒の人気の高まり等から免許場数は増加傾向にある。

昨今のIoT等の技術の進歩により、情報発信の方法が変化しているほか、国内外の消費者がインターネットを利用して、より簡便に商品の情報等にアクセスできるようになり、地域産品が海外を含めた遠隔地に輸送・消費されるケースが増加している。国内外の消費者に日本産酒類の魅力を訴求するためには、商品の差別化・高付加価値化に取り組む必要があり、加えて、従来のかたちと異なる新たな価値機軸の展開が期待される。

また、消費者の購買動向の変化により、量より質への転換や食品の安全性・食品表示への関心の高まりに対応した製造者の商品開発等の取組が進んでいるほか、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まり等を受け、酒類業界においても環境保全や適正飲酒などの社会的要請への対応が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、酒類全体としての消費量の低迷、家飲み需要の増加に伴う低価格帯商品（日本酒ミニボトル、RTD等）へ

のシフトなど、消費形態にも変化が生じている。

2 国の施策における酒類総研の位置付け

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）や「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）等、累次の政府方針において、繰り返し日本産酒類の輸出促進の方針が掲げられている。

こうした方針の下、国税庁は、酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組んでおり、国税庁の技術的基盤を担う酒類総研は、酒類業の振興の取組の1つである技術支援において、重要な位置を占めている。

新規参入事業者も増加している中、酒類業界は中小企業が大宗を占め、経営基盤はもとより人材育成や研究・開発能力等が脆弱であることから、日本産酒類の輸出促進をはじめとする酒類業の振興において、酒類総研の役割は益々重要なものとなっている。

3 酒類総研における最近の取組と今後求められる取組

第4期中期目標期間においては、酒類総研が果たすべきミッションとして、「酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組」（以下「酒税法等の適切な運用のための取組」という。）、「酒類産業の振興のための取組」及び「酒類に関するナショナルセンターとしての取組」の3つを掲げ業務を進めてきた。

「酒類産業の振興のための取組」として、酒類の品質及び安全性の確保、技術力維持強化の支援、日本産酒類の輸出促進、地域振興の推進に関して各種取組を実施している。また、醸造技術者を育成するための酒類醸造講習については、ニーズの高まりを踏まえ、拡充を図ってきた。今後は地理的表示等におけるテロワールの活用や海外における焼酎等のブランド力向上など、日本産酒類のブランド価値向上等につながる研究開発をさらに拡充していく必要がある。

「酒税法等の適切な運用のための取組」としては、酒類固有の表示制度の運用や新商品への適切な課税のため、それらを担保する分析手法の開発など、国税庁の技術的基盤としての役割を果たしており、今後も着実に進めていく必要がある。

「酒類に関するナショナルセンターとしての取組」として、大学や公設試験研究機関等との連携を深化させてきており、例えば酒類総研を代表とする「日本ワインの競争力強化コンソーシアム」を形成し、栽培・醸造・ICTの各分野について研究を実施するなど、国内での酒類に関する研究の中核を担っている。また、酒類に関する正しい知識・魅力の普及として、各種広報資料を発行しているが、今後更に消費者に対する分かりやすい情報発信を強化していく必要がある。

ある。

第2 業務の見直し

上記基本的考え方に基づき業務の見直しを行い、第5期中期目標期間において実施すべき業務の方向性は以下のとおりとする。

1 酒類産業の振興のための取組

酒類産業の振興のための取組については、①日本産酒類の競争力強化・海外展開推進、②技術力の維持強化等、③酒類の品質及び安全性の確保、④酒類業界の人材育成の観点から、関係機関と連携の下、実施する。

(1) 日本産酒類の競争力強化・海外展開推進

日本酒の長期熟成による影響や焼酎に特徴的な香味の解明といった日本産酒類の新たな価値の創造に資する研究や AI を活用した消費者の嗜好に適合する酒類の成分設計に資する研究などの日本産酒類の競争力強化のための研究や、長期輸送・保管における日本酒の品質劣化防止に資する研究を推進する。

また、輸出酒類の分析・証明事務を円滑に進めるほか、日 EU 経済連携協定の発効以降新たに実施している食品添加物の指定手続について、国税庁等関係機関と連携して迅速に進める。

(2) 技術力の維持強化等

酒類製造者の技術基盤向上につながる、原料や醸造微生物等に関する基礎研究を実施する。これらの研究は酒類産業の振興に関する取組であるだけでなく、酒税法等の適切な運用のための取組にも通じる基礎的・基盤的研究であるとの認識の下、行政ニーズや社会経済情勢の変化に応じて新たな展開を検討する。

また、テロワールや地理的表示の特性を解明し、それらを生かす技術開発など、既存の価値を再評価し、地域ブランドの価値を高める研究を進めていく。

(3) 酒類の品質及び安全性の確保

純粋培養酵母を用いない製造方法など、近年の新しい潮流を含む幅広い醸造方法で製造された酒類の品質の確保に関する研究や、麹菌の安全性の担保といった、酒類の安全性の確保に関する研究を行う。

また、国税庁が依頼する、酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析を行う。

(4) 酒類業界の人材育成

酒類総研では、酒類業界の人材育成及び製造技術の研鑽を目的として、業界団体との共催により酒類醸造講習及び鑑評会を実施している。酒類醸造講習については、引き続き業界団体や受講生のニーズを反映させた内容とする

ことで実施効果の向上を図るとともに、実習以外の部分についてはオンライン化等の効率化を検討する。鑑評会については、製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにすることで酒類の品質向上を目指すものであり、日本産酒類の競争力を更に高めていく取組となるよう、実施方法について業界団体と協議していく。

また、関係省庁と協力し、海外の日本産酒類専門家の育成に取り組む。

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の容器及び包装には、酒税の保全の観点から、当該酒類の品目等の所定の事項の表示義務が課されている。また、酒類の円滑な取引や消費者利益に資する観点から、法令に基づき、酒類の製法、品質等の表示基準を告示として定めている。

これらの制度を担保するため、適正表示・適正課税に関する国税庁からの分析依頼に適切に対応するほか、これら分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究を引き続き行い、酒類の品目判定及び表示の確認に資する分析手法の確立を進める。

3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

国内外の消費者に対して日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信を行う中で、酒類の研究活動・成果の積極的な解説・普及といったアウトリーチ活動を行い、専門的知識の普及及び啓発を図る。

また、酒類総研に蓄積した豊富な科学的知見について、データベースの構築等により科学者が利用しやすい形で提供を行い、オープンサイエンスを進める。

上記取組については、業界団体や大学・公設試験研究機関との連携のほか、産学連携や海外酒類教育機関等との連携を推進する。

第3 組織の見直し

酒類総研の限られた人員の中で国税庁の行政目的を達成するための技術的基盤としての機能を強化していくためには、社会経済情勢等の変化に対応した酒類産業の振興のための取組や情報発信・広報に関する取組に一層注力していくことが必要であることから、業務分担の柔軟な見直し及びこれら取組を拡充するための体制の強化を検討する。

第4 その他

見直した業務の実施にあたっては、以下の観点を踏まえ、適切な運営の確保に努めることとする。

1 業務運営の効率化

酒類総研に求められる機能を果たすため、適切な組織・人員体制を整備し、業務について厳格な評価を行い、評価結果をフィードバックするなどPDCAサイクルを徹底し、不断の業務改善を行う。

2 職員の育成

社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、継続的に質の高い成果を得るためには多様な人材の確保・育成の取組が不可欠であることから、女性・若手研究者の確保・活用を促進するとともに、研修等を通じた人材育成策の拡充及び職員に対する適切な業績評価の推進により、持続可能な組織運営に向けた人材育成を図る。

3 外部機関との連携

専門性が高く、酒類総研自らでは人材育成が困難な研究分野については、従来のステークホルダーの枠を超えて外部機関との連携をすすめる。

また、オープンサイエンスの推進を通じて大学・公設試験研究機関や民間企業等と連携し、技術的協力、研究成果の移転、人材交流等を行うことで、全国各地の日本産酒類に関する研究に積極的に関与していく。

4 自己収入額の確保

効率的な財務運営を進め、安定した経営に資するべく、政府の競争的資金や民間資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、知財マネジメントなどにより、自己収入の確保を加速化する。

なお、独法改革基本方針において、「日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する」とされていることにも留意する。

(以 上)